

生活困窮者向け(子育て世帯及び非課税世帯等)に給付金を支給します!!

- 1 子育て世帯生活支援特別給付金 【事業費 331,539千円】(財源:国10/10)
- 2 非課税世帯等に対する臨時特別給付金 【事業費 486,072千円】(財源:国10/10)
- 3 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 【事業費 75,601千円】(財源:国10/10)

※事業に必要な予算は、専決処分(5月18日)により措置しました。

事業の概要

生活に困っている方々への支援措置の強化として、申請不要のプッシュ型給付(3 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金については要申請)を行います

1 子育て世帯生活支援特別給付金

①ひとり親世帯 ☞ 6月15日支給予定

【対象者】令和4年4月分の児童扶養手当受給者、その他家計急変した者等(申請要)

②その他世帯(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯) ☞ 6月29日以降、順次支給予定

【対象者】令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税※である者や、高校生を養育する非課税の者(申請要)、又は家計急変した者(申請要)

【給付額】児童一人あたり一律 **5万円**

2 非課税世帯等に対する臨時特別給付金 ☞ 6月29日以降、順次支給予定

【対象者】・令和4年度分の市民税均等割について、世帯員全員が非課税※の世帯
・令和4年1月以降の家計急変世帯(申請要)

(注意)令和3年度が非課税等で、すでに本給付金の支給対象となった世帯は対象外です。

【給付額】1世帯あたり一律 **10万円**

※令和4年度分住民税の賦課決定日は、6月10日となります。

事業の概要

コロナ禍の長期化に伴い、総合支援資金の再貸付を終了した者等であって、さらに貸付を受けることができない一定の要件を満たす生活困窮者世帯に、支援金を給付します。

3 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

- 【対象者】 総合支援資金の再貸付まで借り終わった世帯などで、次の要件を満たす主たる生計者
- ①世帯収入及び世帯員全員分の預貯金額が基準額以下
 - ②次のいずれかの要件を満たすこと
 - ・ハローワークに求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
 - ・就労による自立が困難であり、本給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと
- 【支給額】 ①単身世帯: **6万円／月** ②2人世帯 **8万円／月** ③3人以上世帯 **10万円／月**
- 【給付期間】 **3ヵ月**(※さらに3ヵ月期間を延長できる場合有り)
- 【申請等】 令和4年8月31日まで受付

【問い合わせ先】 ※いずれも平日のみ9時～17時30分

1 子育て世帯生活支援特別給付金

①ひとり親世帯 784-8030(こども福祉課)

②その他世帯 764-5537(コールセンター)

2 非課税世帯等に対する臨時特別給付金 764-5537(コールセンター)

3 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 764-5455(コールセンター)